

2022年10月吉日

お客さま 各位

ミレ信用組合

## 当座勘定規定改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

全国銀行協会は、2022年11月に電子交換所を設立、これにより全国各地の手形交換所は廃止となり、以後、手形、小切手の交換は電子データにより電子交換所での取扱いに変更されます。

これに伴い、当組合は2022年11月4日から「当座勘定規定」を改定いたします。

なお、改定日以前にご契約いただきましたお客さまにも、改定後の規定が適用されますので、ご了承ください。

### 1. 改定となる対象規定

当座勘定規定（一般当座用・専用約束手形口用）

### 2. 当座勘定規定の主な改正点

- ① 振出人等への支払済手形の受戻し期限の設定、および同期限経過後の取扱い規定の追加
- ② イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定への追加
- ③ 全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止※に伴う個人信用情報センターへの登録規定の削除

※廃止日は電子交換所の交換決済開始日である2022年11月4日となります。

### 3. 改定内容の詳細は下記の新旧対照表をご参照ください。

<https://www.mire.co.jp/mire.co.jp/wp-content/uploads/2022/10/98b1b8b71e1327411abe9367ed8a3c59.pdf>

### 4. 改定後の規程は下記をご参照ください。

<https://www.mire.co.jp/mire.co.jp/wp-content/uploads/2022/10/0b33822e60cb0e46e77339d3af801448.pdf>

以上